

# 平成30年度 社会福祉法人東温市社会福祉協議会 事業計画

## I 現在の福祉課題、生活課題

わが国では現在、貧困、虐待、DV被害、孤立死、自殺、ホームレス、ニートなど、解決になかなか至らない深刻な福祉課題、生活課題が噴出しています。

東温市においては、中山間部などで、移動や食料品等日用品の購入が困難など日常生活に支障を来している高齢者などがいます。私たちの周りでは、こうしたことがいずれ自分自身の問題となるのではないかとといった不安を持つ人も増えています。

これらの問題発生には、様々な要因がありますが、少子高齢化、経済社会の変化などにより、家庭、地域社会、企業などの相互扶助機能が急速に力を失ったことと強くかかわりがあります。そして、これらの問題に既存の社会保障制度は十分に対応しきれていない状況にあります。

そこでわが国では、一億総活躍社会づくりが進められる中で、福祉分野においても「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を進めようとしています。

## II 本会の基本指針

社会福祉協議会は、個人が人としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしい生活が送れるように支援することが社会福祉の理念であると考えています。また、社会福祉は、単にサービスを提供するという発想ではなく、人の生活を総合的に支援するという視点が重要だと考えています。

本会は、住民の身近な地域における共生社会の実現に向け、行政はもとより自治会、民生児童委員、社会福祉法人、関係機関等との密接な連携、協働を進めながら、一連の事業を推進していきます。

## III 平成30年度重点取り組み

### 1 地域福祉活動計画策定の実行年度

地域福祉課題の解決と誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを充実させ、計画的に進めていくために、H30年度から実施される地域福祉計画（行政計画）を基本とした地域福祉活動計画（社協計画）の策定年度とします。実態把握のため地域に出向き各地域の特性・ニーズ等の調査を行い、地域住民・関係機関・行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。（H31年度～5カ年計画）

### 2 総合的な相談支援体制の構築

高齢者、障がい児・者、生活困窮者などの相談支援について、全ての相談に真摯に向き合い、世帯全体の課題を的確に把握し、多機能・他機関とのネットワークをより強化し、速やかな解決へ繋がる様に包括的な相談支援体制づくりに取り組みます。

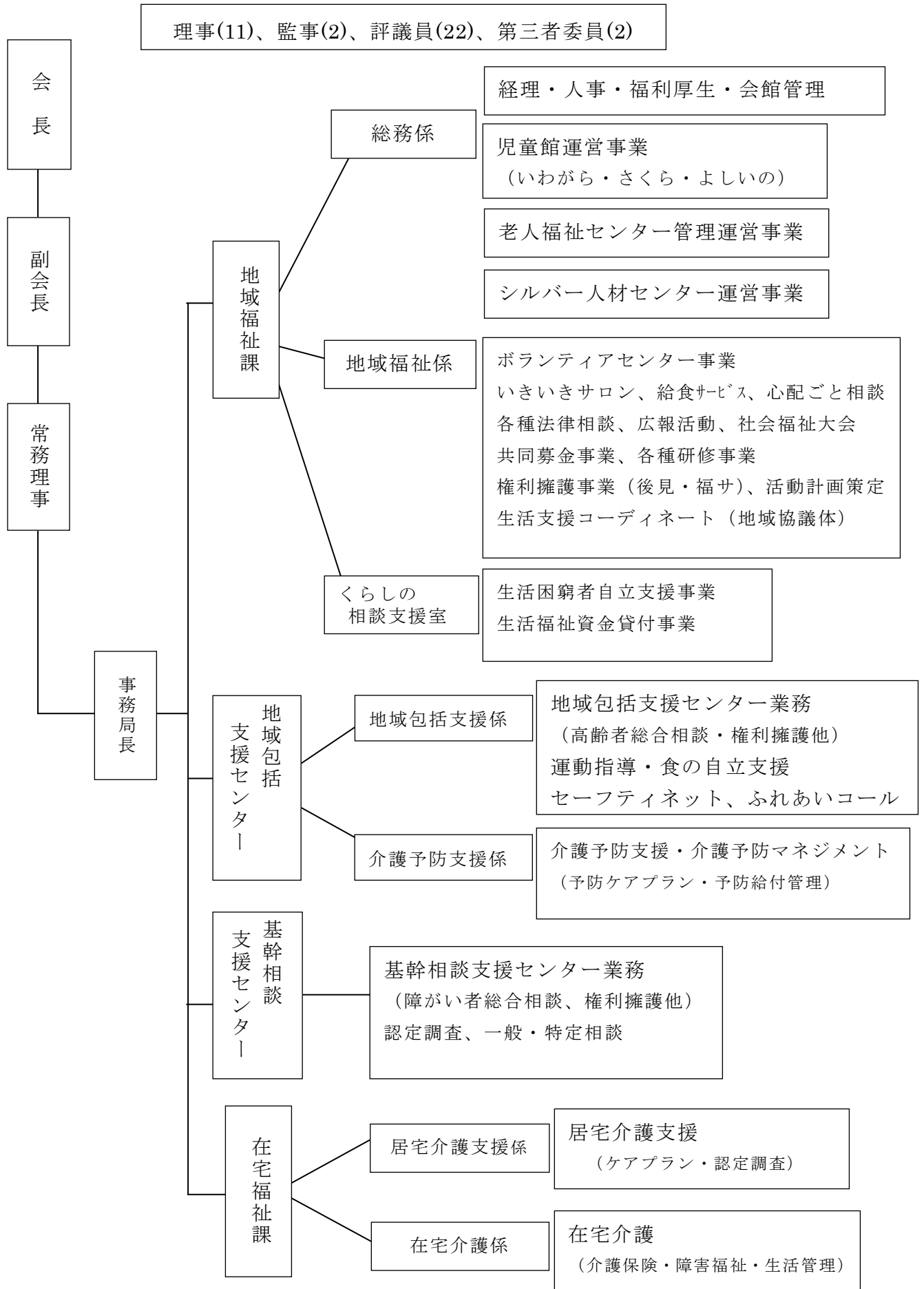
### 3 地域共生社会の実現に向けた積極的な取り組み

生活支援の視点と地域社会が当事者を排除することなく支えるという権利擁護の視点に立ち、住民・ボランティアや関係機関と共に、地域づくりのネットワーク強化を行い、生活課題のある方の早期発見、課題の重篤化や社会的孤立の深刻化の予防に取り組みます。

### 4 生活を支える在宅福祉サービスの充実

支援が必要な高齢者や障がい者に対する在宅福祉サービスの提供については、研修の機会を出来るだけ設ける事により、職員の資質向上を図ります。また、利用者の持つ力の引き出しに努めると共に、利用者本人を取り巻く支援チームワークの強化を図りながら、地域の社会資源の活用も含め、心のこもったサービスの提供に努めます。

# IV 平成30年度 東温市社会福祉協議会 組織図





- ③ 視聴覚活動
- ④ 絵本の読み聞かせ
- ⑤ 集団遊び活動
- ⑥ 未就園児と保護者を対象とした事業
- ⑦ 就園児を対象とした事業
- ⑧ 小学生を対象とした事業
- ⑨ 中高生を対象とした事業
- ⑩ 季節事業（サマーフェスティバル、運動会、ハロウィン、クリスマスなど）

○目標：定期事業、季節事業等の開催を通じ、来館する児童の健全育成に努めるとともに、職員の研修機会の拡大に努める。

○職員数：正規職員 4 名 嘱託職員 5 名、パート職員 10 名（児童厚生員）

○利用者目標数：いわがらこども館 25,000 人／年  
 さくらこども館 20,000 人／年  
 よしいのこども館 35,000 人／年 合計 80,000 人／年

### 【老人福祉センター運営事業】

東温市老人福祉センターを利用して、高齢者の交流、生きがい作りの場の提供を図る。センターに常勤職員 1 名を配置する。

目標：利用回数 1,500 回／年

### 【東温市シルバー人材センター事業への協力】

地域の高齢者が仕事を通じて、自らの生きがいづくり、社会参加の増進を図ることを目的とするシルバー人材センター事業を支援するため、シルバー人材センター事務に常勤職員 2 名を派遣する。

シルバー登録者数：30 年 2 月末現在 193 人（男 147 名・女 46 名）

○目標：事業の発展・拡充のため、会員の増強と就業の拡大を推進し職種の拡充を図る。

## ●地域福祉課 地域福祉係

地域福祉係 地域福祉事業 ■財源（市補助金、県社協助成金、社協会費、共同募金）

概要	住み慣れた地域で、生き生きと生活出来るよう地域や住民活動の推進・強化を図るため各種事業を行う。
----	---

### 【広報・啓発活動の実施】

市民に対して社協事業の広報・啓発を図る。

- ① 「社協だより」の発行 年 4 回 11,000 部発行
- ② ホームページの更新・充実  
 ホームページを更新し、社協事業の周知を図る。
- ③ パンフレットの作成

### 【福祉団体等助成事業】

公共の福祉の増進に寄与する団体等の育成及び公益的な活動を支援するため助成を行う。

- ・ 青少年福祉助成金（市内の保育所、幼稚園、小中学校の三世代交流事業）
- ・ ボランティア団体活動助成金（ボランティア連絡協議会）
- ・ 地区活動助成金（各行政区）
- ・ 老人クラブ見守り推進活動助成金 等

### 【東温市社会福祉大会の開催】

福祉・保健・医療等関係者の相互理解と連携を促進して、市民の福祉向上に資することを目的とし開催する。

○開催予定：平成 30 年 11 月 7 日(水) 東温市中央公民館大ホール

### 【ふれあい・いきいきサロンの推進・支援】

小地域においてボランティアと利用者が一体となり、地域の実情に応じた自由な発想で取り組める活動を実施することにより、地域を作り上げていくためのコミュニティー作りを推進する。

○目標：サロン活動の活性化を図るため、各サロンへ訪問、お世話人会、相談支援の強化を図る。（登録者数：現在 1,481 名）

現在：高齢者サロン 49 ケ所、障がい者サロン 1 ケ所、子育てサロン 1 ケ所、  
家族介護者サロン 1 ケ所 計 52 ケ所

### 【ボランティアセンターの運営】

ボランティアによる地域福祉活動の推進を助長するため、相談援助、講座開催、広報活動を行う。

#### ①ボランティア講座の開催

地域住民にボランティア活動への理解を促進し、ボランティア活動へつながるよう講座を開催する。

（傾聴ボランティア講座、男性料理教室、音声訳ボランティア講座 等）

#### ②福祉の仕事 1 日体験の開催

小学校 5 年生から高校 3 年生までを対象に、夏休みを利用して福祉の現場を 1 日体験し、福祉の仕事の理解を深めてもらえるよう事業を行う。

○目標：市内協力施設 26 施設 参加者 350 人

#### ③ボランティア連絡協議会への支援

東温市ボランティア連絡協議会への支援を行う。

東温市のボランティア 32 団体－総数 575 人（内ボラ連加盟 15 団体－計 398 人）

他市町ボランティア連絡協議会との交流支援、「ボラ連だより」の発行支援

第 13 回東温市ボランティアフェスティバル（開催日程は未定）

第 9 回広域松山圏ボランティア交流会の開催（東温市） 7/8(日) or 7/29(日)

### 【ふれあい給食サービス事業の実施】

市内の80歳以上の独居高齢者のうち、安否確認が必要であると民生児童委員が認めた方に対し、月2回昼食を提供し、対象者の孤立感の解消を図る。

○目標：実施回数 年間22回 基本第2・第4水曜日（8月休止）

対象者 重信地区90食、川内地区85食 延べ配食数3,850食

○調理ボランティア、配食ボランティアの養成、研修を行う。

### 【子育て支援事業「すくすく」の開催】

就園前の乳幼児と保護者の交流の場、情報交換の場の提供を図る。育児中の保護者が生き生きと暮らし、地域の中で協力し合いながら子育てしていくことを目指す。

### 【総合相談事業の実施】

住民を対象に各種の相談を行い、住民の福祉の向上に資することを目的に実施。

#### ①心配ごと相談所開設

民生児童委員による無料相談 毎月 第2,第4木曜日 13:00~15:00

#### ②弁護士相談所開設

弁護士による無料相談 毎月 第2火曜日 13:30~15:30(1人20分)

#### ③司法書士相談所開設

司法書士による無料相談 毎月 第4金曜日 13:30~15:30(1人30分)

#### ④行政書士相談所開設

行政書士による無料相談 毎月 第3水曜日 13:00~16:00(1人30分)

#### ⑤土地家屋調査士相談所開設

土地家屋調査士による無料相談 毎月 第1水曜日 13:30~15:30(1人30分)

### 【福祉サービス利用援助事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、福祉サービスの利用やそれに伴う日常的な金銭管理について自分の判断に自信のない方に対して、お手伝いをし、預貯金の出し入れや、公共料金の支払い、印鑑や通帳を預かる。

現在：契約者16人（専門員1人、生活支援員3人で実施）

### 【法人後見事業】

精神上的の障害により、判断能力に問題のある方に対して、生活、療養監護及び財産の管理を社協が行う。

現在：受任6名（後見4名、補助2名） 専門員1名で対応

### 【まごころ銀行運営事業】

香典の一部や、地域の活動での余剰金を福祉目的に寄付を申し出られた方の窓口として設置運営を行う。預託された寄付金に指定がない場合は、「紙おむつ購入費助成事業」に活用する。

30年度寄付金予定額（物品寄附含む）：1,000,000円

### ○紙おむつ購入費助成事業

紙おむつ購入費助成事業は、要介護 2 以上、障がい支援区分 3 以上で、在宅で常時紙おむつを使用している方を対象に、1 ヶ月紙おむつ購入費上限額 8,000 円の 3 分の 1 相当を負担し、対象者の経済的負担の軽減を図る目的で実施。

(不足金は、社会貢献事業・歳末配分金で支出する。)

### ○まごころ福祉基金の創設

平成 28 年 7 月 26 日東温市在住の高齢者より、東温市の地域福祉のために使って欲しいと多額のご寄附をいただいたことから、「まごころ福祉基金」を創設した。寄付者の意思に添うように、地域の要望等を勘案し基金の有効かつ適切な運用を図る。

- ① 小地域福祉活動の促進
- ② 高齢者に対する福祉の促進
- ③ 障がい者に対する福祉の促進
- ④ 青少年・児童健全育成対策の促進
- ⑤ ボランティア活動の促進
- ⑥ 低所得者に対する福祉の促進
- ⑦ 成年後見事業の普及及び促進
- ⑧ 開拓的・先駆的な社会福祉事業の促進
- ⑨ その他必要と認められる事業

(30 年度目標)

- ① 生活困窮世帯に高等学校入学支援金 (準要保護世帯 = 2 万円 × 40 人)
- ② 環境整備
- ③ 地域福祉活動の推進

### 【共同募金運営事業】

愛媛県共同募金会東温市支会が行った赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金運動による募金を愛媛県共同募金会から配分金として受け、地域福祉向上のために、各種事業に活用する。

### ○一般配分事業予定 3,800,000 円

#### ① 老人福祉活動費

高齢者サロン助成、家族介護者支援、サロンレクレーション用具・書籍購入費

#### ② 障がい児・者福祉活動費

障がい児・者団体助成及びサロン助成、仲間づくり事業

#### ③ 児童・青少年福祉活動費

子育てサロン助成、子育て支援「すくすく」遊具購入費、ふれあいニコニコカレンダー作成費

#### ④ 福祉育成・援助活動費

福祉教育用機材購入費、災害用備品購入費、地区活動事務費

#### ⑤ ボランティア活動育成事業費

ボランティア団体助成、文化祭もちつき事業

※共同募金配分委員会により配分を決定する。

○歳末たすけあい募金配分事業予定 2,500,000円

- ① 生活困窮世帯に中学校入学支援金の支給（29年度実績＝2万円＊34名）
- ② 東温市出身者児童養護施設入所者見舞金
- ③ 市内特養、障がい者施設入所者見舞品
- ④ 地区活動費
- ⑤ 独居高齢者見舞品
- ⑥ 紙おむつ購入費助成事業

※共同募金配分委員会により配分を決定する。

**【社会貢献事業】**

福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では十分に対応できない人たちに対する支援の必要性は年々高まっている。そこで、社会福祉法人の本旨に従い、社会貢献事業に取り組むこととする。

- ① 介護職員初任者研修事業（人材育成事業）

ホームヘルパー資格取得講座を行い、介護の現場で働く者の養成事業を行う。

研修カリキュラム時間数 131時間

（30年度目標＝受講者15名）

- ② 紙おむつ購入費助成事業（介護費用負担軽減事業）

在宅において、常時紙おむつが必要となった方に対する助成事業について、「まごころ銀行」で不足する費用を補てんする。

●地域福祉課 くらしの相談支援室

概要

生活困窮者の相談に対応し、生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、置かれている状況や本人の意思を確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成を行い、関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う。

**【生活困窮者自立相談支援事業】 ■財源（市受託金）**

生活困窮者の相談に対応する窓口の設置。

- ① 生活困窮者に対する生活や家計の相談、支援計画の作成
- ② 市福祉事務所、ハローワーク、関係機関等のネットワークづくり、社会資源の開発に取り組む。

**【生活保護被保護者就労支援事業】 ■財源（市受託金）**

被保護者の求職や就労に関する支援の実施

**【生活福祉資金貸付事業】 ■財源（県社協受託金、市補助金）**

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対して、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めることを目的として実施。

※相談員2名体制で相談支援を行う。



## ●地域福祉課 生活支援コーディネーター事業

概要	地域総合支援事業における自助・共助の体制づくりのために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を設置して、地域づくりを支援する。
<p><b>【生活支援体制整備事業】 ■財源（市受託金）</b>            ※多様な主体が参画する協議体の活動を支援する。（コーディネーター1名配置）            第1層協議体（東温市全体）の活動支援            第2層協議体（重信地区地域づくり・川内地区地域づくり）2地区の活動支援</p>	

## ●地域包括支援センター

概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現を目指す活動を行う。併せて要支援認定を受けた方に介護予防支援事業（介護予防支援計画の作成等）を行います。																
<p><b>【包括的支援事業】 ■財源（市受託金）</b>            地域高齢者への包括的な支援やケアマネへの後方支援及びネットワークの構築</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 総合相談支援事業</td> <td style="width: 50%;">⑥ 地域包括ケア会議推進事業</td> </tr> <tr> <td>② 包括的支援事業</td> <td>⑦ 生活支援体制整備事業</td> </tr> <tr> <td>③ 権利擁護事業</td> <td>⑧ 認知症総合支援事業</td> </tr> <tr> <td>④ 包括的・継続的マネジメント事業</td> <td>⑨ 在宅医療介護連携推進事業（新設）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 介護予防把握事業</td> <td></td> </tr> </table> <p>○目標：専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する職員を配置して、なお一層の地域包括ケアの実現を目指す。</p> <p><b>【任意事業】 ■財源（市受託金）</b>            家族支援、事業所利用者支援、認知症啓発に関する任意事業を行う。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 介護相談員派遣事業</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>② 家族介護教室事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 認知症サポーター養成事業</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>【介護予防支援事業・介護予防マネジメント事業】 ■財源（自主財源、市補助金）</b>            介護保険対象者のうち、要支援認定者に対するケアプランの作成を行なう。            ○目標：要支援者 474名のうち 280名のケアプラン作成を行なう。</p>		① 総合相談支援事業	⑥ 地域包括ケア会議推進事業	② 包括的支援事業	⑦ 生活支援体制整備事業	③ 権利擁護事業	⑧ 認知症総合支援事業	④ 包括的・継続的マネジメント事業	⑨ 在宅医療介護連携推進事業（新設）	⑤ 介護予防把握事業		① 介護相談員派遣事業		② 家族介護教室事業		③ 認知症サポーター養成事業	
① 総合相談支援事業	⑥ 地域包括ケア会議推進事業																
② 包括的支援事業	⑦ 生活支援体制整備事業																
③ 権利擁護事業	⑧ 認知症総合支援事業																
④ 包括的・継続的マネジメント事業	⑨ 在宅医療介護連携推進事業（新設）																
⑤ 介護予防把握事業																	
① 介護相談員派遣事業																	
② 家族介護教室事業																	
③ 認知症サポーター養成事業																	

**【プール使用型運動指導事業】 ■財源（市受託金）**

65歳以上の高齢者を対象に、「ふるさと交流館さくらの湯」プールを利用し、水中運動を継続的に実施することにより、生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、健康づくりに寄与することを目的に実施する。

○目標：10回コースを9教室 1教室あたり10人

**【地区訪問型運動紹介事業】 ■財源（市受託金）**

各地区公民館、集会所に出向き、高齢者を対象に運動を行うことにより、生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、運動の必要性・楽しさを理解してもらうことを目的として実施する。

○目標：年間91ヶ所

**【短期集中運動講座事業】 ■財源（市受託金）**

高齢者を対象に農村環境改善センター等を利用し集中的に運動を行うことにより、生活習慣病や要介護状態になることを予防するとともに、運動の必要性・楽しさを理解し継続して運動をしてもらうことを目的として実施する。

○目標：重信教室12回コース、川内教室12回コース

**【介護予防運動指導事業】 ■財源（市受託金）**

介護予防事業の対象者（今後、要支援、要介護状態となる可能性が高い方）と判定された方を対象として、川内健康センターにおいて継続的に運動を実施することにより、要介護状態になることを予防する目的として実施する。

○目標：1クール32回を2クール（火・金の午前・午後及び月・木の午後）

**【食の自立支援事業】 ■財源（市受託金）**

高齢者の食の自立を促進するため、調理が困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた食事を1食420円で訪問により提供することで、健康維持、安否の確認、孤独感の解消を図る。

○目標：月3,000食 年間36,000食

要介護者・・・食の自立支援事業

要支援者等・・・栄養改善・見守り配食事業

**【セーフティネットワーク事業】 ■財源（市受託金）**

災害時の自力避難を困難とする高齢者、障がい者のうち、ご本人またはご家族の同意があった方を対象に、避難行動要支援者台帳を作り、個別避難計画の作成、管理を行う。また医療情報キットを周知利用していただくことで制度の充実を図る。

○目標：住民に対して事業の周知を図るとともに、台帳及びマップの充実を図る。

（登録者目標数—高齢者2,000名、障がい児・者400名 合計2,400名）

**【独居高齢者ふれあいコール】 ■財源（自主財源）**

65歳以上の内臓疾患を抱えた独居高齢者に対して、週2回電話することで、孤独感の解消、安否確認を行う。

○目標：利用者10名

**●基幹相談支援センター**

概要	障がい児・者が地域で生活する上で抱える各種の問題をワンストップ総合窓口として支援を行う。また、障がい児・者が福祉サービスを受ける上で必要となる「サービス等利用計画」の作成支援を行う。
----	---

**【基幹相談支援センター事業】 ■財源（市受託金）**

3障害（身体・知的・精神）に対応する総合相談窓口。

**【目標】** 専門職である保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員資格を有する職員を配置し、的確な支援が行えるよう努める。また、市内外の関係機関とも連携を密にし、障がい児・者に対してより良いサービスが提供できるよう努める。さらに障がいの理解を深めるための活動を行っていく。

- ①権利擁護・障がい者虐待防止センター
- ②地域の関係機関とのネットワーク
- ③地域移行・地域定着（精神障がい者・知的障がい者に対する退院・退所支援）
- ④自立支援協議会 定例会・専門部会（4部会）・専門員勉強会・合同研修会の運営

**【特定相談支援事業】 ■財源（自主財源）**

障がい児・者が地域で安心して尊厳ある生活が営めるよう「サービス等利用計画」の作成支援を行う。（30年度目標計画数：300件）

**【障害支援区分認定調査】 ■財源（自主財源）**

障がい児・者が、障害福祉サービスを利用するための認定調査を行う。

## ●在宅福祉課（介護事業所）

1 介護保険事業	
概要	介護保険対象者に対して、利用者の要望に応じながら、サービス事業者間の調整を行い介護サービス計画（ケアプラン）を作成する居宅介護支援事業と、ケアプランに基づきホームヘルパーを派遣する訪問介護事業を行う。
<p><b>【居宅介護支援事業】 ■財源（自主財源）</b>            要支援、要介護状態と認定された方が、安心して介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成し、関係機関との連絡調整、相談に応じる。            ○30年度目標：利用者数 170名            介護支援専門員5名を配置し、利用者の要望に応えることとする。</p> <p><b>【要介護認定訪問調査事業】 ■財源（市受託金）</b>            高齢者が介護保険サービスを利用するための認定調査を行う。</p>	
<p><b>【訪問介護事業】 ■財源（自主財源）</b>            要支援、要介護状態と認定された方に対して、介護サービス計画に基づき、ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う。            ○30年度目標：利用者数 80名            常勤介護職員10名、パート介護職員15名の訪問介護員を配置し、利用者個々に応じた的確なサービス提供が行えるよう努める。            また、職員の資質向上を図るため、研修等を積極的に行うこととする。</p>	
2 障害者居宅介護事業（障がい者に対するホームヘルプ事業）	
概要	障害福祉サービス利用対象者に対して、「サービス等利用計画」に基づきホームヘルパーを派遣する訪問介護事業を行う。
<p><b>【居宅介護事業】 ■財源（自主財源）</b>            障害者総合支援法に基づく居宅介護（障がい者に対するホームヘルプ事業）、重度訪問介護、同行援護（視覚障がい者に対する移動支援）、地域生活支援（視覚障害者以外の移動支援）を行う。            ○30年度目標：利用者数 40名            自立支援を目的とし、利用者個々に応じた的確なサービス提供が行えるよう努める。            また、職員の資質向上を図るため、研修等を積極的に行うこととする。</p>	

### 3 生活管理指導員派遣事業

#### 【生活管理指導員派遣事業】 ■財源（市受託金）

社会適応が困難な高齢者等に対して、日常生活に対する支援・指導を生活管理指導員を派遣することにより、利用者が出来るだけ在宅で生活を送ることが可能なよう支援を行う。

（生活管理指導員としてヘルパーを派遣する。）